

～ 巻頭言 ～



東アジアの発展と我が国の関わり方

財団法人国際民商事法センター理事長 原 田 明 夫

去る5月に(財)国際民商事法センター理事長をお引き受けして、半年が経ちました。この間、第10回日中民商事法セミナー、日韓(司法行政)パートナーシップ研修が成功裡に開催されたほか、引き続きベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、インドネシア、ラオス諸国との法整備支援、法曹養成支援、裁判実務研修支援等誠に多面的な事業が展開されました。私は、その都度、日本側から参加・関与された法務総合研究所国際協力部の教官・担当者、学者、弁護士の皆さんとともに、これらアジア諸国の司法関係者にお目にかかり、親しく歓談する機会を得て、発足後10年を迎えた国際民商事法センターの活動が多くの方々のご協力のお陰で、着実に進展していることを実感させて頂きました。

特に、近年中国との関係が政治的にいささか緊張した状況にある中で、9月に東京と大阪で開催された日中民商事法セミナーは、誠に印象深いものでした。テーマは、会社法制の中でも複雑な法令と実務の交錯する企業再生・倒産等に関するものでしたが、日中両国の学者、実務家の参加者が極めて内容のある議論を展開して頂き、相互に関係を深めている両国の経済面での発展を支える法律関係者の相互理解も、次第に円熟しつつある一面を感じる事が出来ました。会議の中身もさることながら、今回中国側から、国务院国家発展改革委員会の朱之鑫副主任が来日されたことは、今後大きな意義を持つことになると思われました。もともと、このセミナーは、当財団発足後間もない平成8年5月に、故伊藤正前会長が、国家発展改革委員会の前身である国家経済体制改革委員会の要望を受けて、訪中ミッションを率いて北京に赴き、日本企業の経営ノウハウ全般についてのセミナーを開催したことがきっかけとなり、同委員会の李鉄映主任(現全人代常務委員)との協議を経て、当財団と中国とのプロジェクトとして開催されることになったもので、当時の洪虎副主任が担当者に指名され、今回が10回目となったものです。朱副主任は、現在の中国政府で長期経済計画策定の実質的な責任者として重要な役割を果たしている極めて多忙な方ですが、従来の経緯を踏まえて今回のセミナーの機会に来日し、いくつかの日本企業を視察訪問されたほか、名古屋万博会場も視察されました。この間私は、当財団の宮原賢次会長とご一緒に懇談の機会を得たほか、大阪では、くつろいだ形で道頓堀の鋤焼きを共にして、親しく懇談することが出来ました。私は、朱副主任が、経済問題を中心に中国の現状について、たちどころに具体的な数字を上げて明確な話をされることは当然として、折に触れて中国文化の古典からの引用をされるなど教養豊かで懐の大きな方だと感心しつつ、今更ながら、この10年の間にこのルートでの

友好の縁に基づく中国政府との関係を育てて来られた当財団と法務省、学者、弁護士の関係者の皆さんのご努力に感謝し、今後ともこのセミナーを大切にしなければならないと思いました。

こんなことを考えたのも、我が国は、いわゆるバブル崩壊後十数年にわたる経済停滞の中で、少子化高齢社会を迎えて社会情勢も多方面で問題を抱え、ようやく経済的にはやや回復の兆しが窺えるものの、今後どのような国造りを目指して、国際場裡でどのような関係を求めるかについて明確なビジョンを描けず、若い世代に未だ夢と希望を与え切れていない実情にあると言わざるを得ないからです。同盟国アメリカは、9/11同時多発テロ事件の後、イラク戦争の経緯に手を焼きながら、何かものに憑かれたように強力な軍事に頼りつつ、一国単独主義的な傾向を辿り、我が国及び欧州の同盟国にも多大の戸惑いを与えている一方、中国は、東アジアのみならず全世界で外交攻勢を強めて、独自の主張を展開し、我が国は近隣なかんづく中国および韓国との政治的対話を進めることが出来ない状況にあります。ヨーロッパ共同体に対する東アジア共同体という言葉が踊っていますが、その受け取り方は国々によって正に同床異夢であり、いわゆる歴史問題という極めて困難な課題を抱える我が国は、まさに重大な岐路にあると言わざるを得ないと思うのです。

私は、日本の地政学的位置関係からして、二度と悲惨な戦争を起こさず、巻き込まれないようにするためにも、我が国の国際的立場は、「対決と排他」の原理ではなく、「和解と包摂」の原理によるのでなければならないと思います。とりわけ、中国と韓国との関係では、あらゆる場面での努力を傾注し、東アジアにおける平和と発展を図るために、不可避的に影響を受けるグローバル化に対しても、ヒト・モノ・情報の迅速化による利益を「非搾取・非差別」の立場で最大限平等に享受出来るよう還元し、「共存・共生・協働」の原理に基づく関係を模索すべきだと思います。

このような観点からしても、我が国際民商事法センターのお役目は誠に大切だと認識しています。法務省、最高裁、弁護士会、学会、会社法務部等の幅広いご支援の下に、この十年間続けてきた活動の軌跡は、東アジアを中心に経済活動の基盤整備を進めるために、法整備や専門家養成支援から韓国とのパートナーシップ研修、さらには中国との間の専門家による対等のセミナー開催など、我が国の対外経済協力の下支えとしての共通する法原則の探求と相互理解の進展という地道ながら極めて重要な分野での着実な努力を示していると考えています。

関係各方面の皆様にご理解とご協力をお願いしたく、センターとしても精一杯努めて参りたいと存じます。